

法令改正に伴うお振込等のお取扱いの変更について

本人確認法令()の改正に伴い、平成19年1月4日から、10万円を超える現金によるお振込等の場合には、本人確認が必要となります。

これに伴い、当金庫においても、以下のお取扱いとさせていただきます。

お客様には、大変ご負担とご迷惑をおかけしますが、法令改正の趣旨をご賢察の上、本人確認手續にご協力いただきますようお願い申し上げます。

「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」とは、資金洗浄(マネーロンダリング)や金融犯罪の防止を図る為、お取引開始時や、一定金額以上のお取引をいただく際に、ご本人様の確認を厳格に行なうことを目的に平成15年1月に施行された法律ですが、国際的な要請を受けて、改正されるものです。

A T Mでの10万円超の現金振込はできません

- ・ A T Mでキャッシュカード等を利用した、口座からの振替によるお振込は変更ございませんので、1日のご利用限度額の範囲内でご利用いただけます。
- ・ 預金口座をお持ちでない場合は、窓口で預金口座を開設の上「A T Mでのキャッシュカードご利用によるお振込」をお勧めします。

注) 預金口座開設の際は、運転免許証等の公的な本人確認書類が必要です。

窓口での10万円超の現金振込等には本人確認書類が必要です

- ・ 窓口で10万円を超える現金による、次のお取引をされる場合は、運転免許証等の公的な本人確認書類のご提示が必要になります。法人のお客様の場合、登記事項証明書(登記簿謄本・抄本を含む)、印鑑証明書などに加え、お取引をご担当される方の本人確認書類をご提示いただきます。

今回の法改正に伴う 本人確認が必要なお取引	・ お振込 ・ 公共料金等の納付(国、地公体への納付を除く) ・ 持参人払式小切手の現金支払い ・ 自己宛小切手の現金支払い 等
--------------------------	---

名義人以外の方がご来店される場合は、名義人ご本人の「本人確認」に加え、ご来店される方の「本人確認」をさせていただきます。ただし、入学金、授業料等の振込みの場合で、学校の専用振込用紙を使用して、お子様名義の振込をご父兄が行う場合は、ご父兄の「本人確認」をさせていただきます。

既に本人確認をさせていただいたお客様につきましては、本人確認書類を新たに提示していただく代わりに、通帳、キャッシュカード等のご提示など、当金庫所定の方法により「本人確認」をさせていただきます場合があります。

ご不明な点は窓口へおたずねください。

以上